

1 2 要綱様式集

様式第 1 (表) (第 3 条第 1 項関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

大規模小売店舗新設・変更計画概要書

(法第 5 条第 1 項・法第 6 条第 2 項・法附則第 5 条第 1 項)

設置者	氏名 (名称)		住所 (所在地)	
	担当者		電話番号	
土地の状況	現在の利用状況			
	敷地面積	m ²	用途地域	
建築計画	構造		階数	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
店舗計画	店舗名			
	所在地			
	店舗面積	m ²	開店・変更 予定日	
	併設施設の有無			
	主な小売業者		その他の テナント数	数
	営業時間	開店 時 分	～ 閉店 時 分	
駐車場	収容台数	台	自動二輪車収容台数	台
	出入口の数		利用可能 時間帯	
駐輪場	収容台数	台		
荷さばき施設	面積	m ²	作業時間帯	
廃棄物施設	保管施設の 容量	m ³	保管施設の 面積	m ²
	併設施設等との 保管施設共用の有無			
騒音	早朝・夜間の 騒音発生源設備稼働の有無			
変更事項	変更する事項	変更前	変更後	

代理人	氏名（名称）		住所（所在地）	
	担当者		電話番号	
添付書類				

(注)

- 1 立地場所の位置及び用途地域など周辺の土地利用状況が分かる周辺見取図を添付してください。
- 2 建物配置図及び各階平面図があれば添付してください。
- 3 変更の届出は原則としてこの様式を使用し、変更内容に応じ記載するとともに、現状と比較できるように記載してください。

軽微変更適用申請書

年 月 日

(申請先)
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(変更後)

- 2 変更しようとする事項

- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする
年月日
年 月 日

- 4 変更する年月日
年 月 日

- 5 変更する事由

- 6 上記 2 の変更が大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

説明会開催計画書

年 月 日

（提出先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会の開催を予定する日時及び場所等

	開催予定の日時	開催予定の場所		
		会場の名称	会場の所在地	会場の入場可能人員
第1回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人
第2回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人
第3回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人

3 説明会開催の周知方法

周知を図る地域	周知方法	備考

4 その他の特記事項

説明会実施状況報告書

年 月 日

（提出先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第5項の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 実施状況

項目	内容
開催日時	年 月 日（ ）時から 時まで
開催場所	名称 所在地
説明者	役職名 氏名
出席者	名
議事の概要	
陳述意見	
陳述意見に対する 応答	
その他の特記事項	

（備考） 説明会を2回以上開催した場合は、実施状況について開催日時ごとに別葉に作成し添付すること。

説明会開催免除適用申請書

年 月 日

（申請先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する事由
- 6 上記2の変更が省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要のない変更該当する理由

様式第6（第9条第4項関係）（縦90センチメートル以上、横100センチメートル以上）

大規模小売店舗立地法第○条第○項の変更届出の要旨

店舗名称		
所在地		
届出者	氏名（名称）	
	住所	
変更の内容		
変更理由		
変更日	年 月 日	

この掲示に関する問い合わせ先

氏名（名称）_____ 住所 _____
 担当部署 _____ 担当者 _____
 電 話 _____

この掲示に関する届出書類及び添付書類は、 年 月 日から 年 月 日
 まで、相模原市環境経済局経済部商業観光課及び当該店舗出店予定地の区役所で閲覧できま
 す。

- 備考 1 白色地、文字は黒色とすること。
 2 掲示板を屋外に設置する場合は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料、
 構造により作製し、塗料は雨等に耐えられるものを使用すること。
 3 この掲示に関する問い合わせ先は、必要な事項を記入すること。

説明会開催不能申請書

年 月 日

（申請先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名用及び所在地
 - 2 公告をした説明会の開催日時
 - 3 説明会を開催できない事由
天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（省令第13条第1項第1号）
（具体的な事由）

説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（省令第13条第1項第2号）
（具体的な事由）
- （備考） 1 説明会を開催することができない事由については、該当する項目の□に印をつけその内容を具体的に記載してください。
2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。

意 見 書

年 月 日

相模原市長

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

住所又は所在地

(電話番号及び団体にあつては担当者名)

次の店舗について大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、裏面のとおり意見を提出します。

店 舗 名 称 (案件番号)

所 在 地

届出の種類

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の提出について

1 意見書の提出制度について

- 大規模小売店舗立地法 (以下「法」といいます。) では、大型店の設置者から提出された店舗の新設、変更の届出に対して、設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項について意見のある方は、市へ意見書を提出することによって、意見を述べることができます。(法第 8 条第 2 項)
- 市は、提出された意見に配慮しつつ、指針を勘案して届出 (法第 6 条第 1 項の届出並びに市が軽微な変更と認めた法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項又は第 3 項の届出を除く。) に対する市としての意見を定めることとなります。(法第 8 条第 4 項)

2 意見書の公告・縦覧について

- 提出いただいた意見書は、その概要を公告します。また、意見書は公告の日から 1 か月間縦覧に供されます。(法第 8 条第 3 項)
- 提出いただいた意見の中に個人情報に関する事項、または、公序良俗に反する事項が含まれている場合は、市の判断により、意見の全部又は一部を公告、縦覧しないこともありますのでご了承ください。

3 意見書の提出先等について

- 提 出 先：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市環境経済局経済部商業観光課
- 提 出 期 限：意見を述べようとする届出の公告がされてからから 4 か月以内

◎ この面に記載された個人情報、法第 8 条第 3 項の規定による縦覧及びその後の行政資料としての市民等への情報公開の際、非公開となります。

(裏)

No. _____

店舗名称		案件番号	
所在地			
届出の種類			
1 設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項についての意見			
2 意見を述べる理由（根拠となる事項を具体的に記載してください。）			

◎ 意見書のこの面は、法第8条第3項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として市民等に情報公開されます（閲覧、複写等がされることがあります）。その際に**公開して差し支えない方のみ**、下欄をご記入ください。

住所又は所在地	
氏名又は団体名 （代表者氏名）	

(継続用紙)

No. _____

店 舗 名 称		案 件 番 号	
所 在 地			
届 出 の 種 類			
(意見又は理由の続き)			

様式第9（第16条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

（通知先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による相模原市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第8条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することができる理由